

# STOP!! ハラスメント

令和4年2月



大阪大学「ワニ様」

## ハラスメント副相談室長からのメッセージ

ハラスメントには、様々なものがあります。職場などにおける優越的な関係を背景とするパワーハラスメント、研究教育に関わる優位な力関係のもとで行われるアカデミックハラスメント、意に反する性的な言動によるセクシャルハラスメント、妊娠、出産、育児休業等に関するハラスメント等です。このように、現象は多様であり、また、ハラスメントの「加害者」や「被害者」の背景や価値観も多様であるため、何がハラスメントにあたるのかについての理解を共有することが難しい場合も少なくありません。

しかし、多様なハラスメントには共通する中核的な要素があります。それを憲法の概念で表すと、「個人として尊重」（憲法13条）しないことです。

「個人として尊重」とは何か？これは、法学的にも、哲学的にも難しい問いであり、それをポジティブに定義することは非常に困難です。だからと言って、「個人として尊重」という概念が無意味であるということにはなりません。時代が進み、歴史的経験が積み重なることを通じて、「個人として尊重」せず、「個人」を脅かし、侵す行為類型が次第にはっきりし、「個人として尊重」することがネガティブに明らかになっていくからです。白黒写真のネガのように、その輪郭を浮かび上がらせるのです。

ハラスメントについても、どのような場合に「個人」が害されるのかを真剣かつ繊細に考え続けることを通じて、共通理解を形成していくことが重要です。それは、大阪大学を、構成員が「個人として尊重」される場にしていく地道な努力に他ならないのです。

大阪大学は、ハラスメントを  
「見逃しません」「許しません」「厳正に対処します」。

みなさん一人一人のご協力をお願いします。



ハラスメント副相談室長 高田 篤

大阪大学ハラスメント相談室 (秘密厳守)

豊中地区 06-6850-5029、06-6850-6006

吹田地区 06-6879-6981、06-6879-6982

箕面地区 072-730-5112

相談希望の方はまずはお電話をください

大阪大学ウェブサイト [https://www.osaka-u.ac.jp/ja/campus/life/prevention\\_sh](https://www.osaka-u.ac.jp/ja/campus/life/prevention_sh)



編集・発行 大阪大学総務部ハラスメント対策事務室

〒565-0871 吹田市山田丘1-1 Email: [soumu-harassment@office.osaka-u.ac.jp](mailto:soumu-harassment@office.osaka-u.ac.jp)